

審理員となるべき者の名簿について

行政不服審査法（平成26年法律第68号）第17条に規定する審理員となるべき者の名簿を作成したので、同条の規定により次のとおり公表します。

令和 6年 4月 1日

柏市長 太田和美

審理員となるべき候補者の名簿（50音順）

氏名等	身分
弁護士 原 崇人	柏市非常勤特別職職員
弁護士 日高正人	柏市非常勤特別職職員

※両名とも委嘱期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までです。

【参考】審理員とは

平成26年の行政不服審査法の改正により新たに設けられたもので、柏市長が行った処分や公権力の行使に当たる行為（以下「処分」（※1）といいます。）に対し、処分を受けた者やその利害関係人がその内容に不服があるため柏市長に対して審査請求を行う場合、当該審査請求に関する審理手続（※2）を行う者を言います。

審理員は、法律上処分に関わっていない職員の中から指名することになっており、本市では審理手続の公平性や客観性の向上を図る観点から、弁護士を非常勤特別職職員として採用し、その者を審理員として指名することとしています。

なお、審査請求をすることができる処分については、各処分ごとに教示をもってその旨をお知らせいたします。

（※1）柏市長が行った処分以外で審理員による審査請求の対象となるものは、次のようなものがあります。

なお、教育委員会を始めとする各種行政委員会、監査委員、柏市議会が実施した処分については、それぞれの機関又は機関の長が審査請求先となり、各機関の構成委員又は機関の長が審理手続を実施します。

- 1 公営企業管理者及び消防長が行った処分（上級庁が柏市長になるため）

2 柏市が管理運営する公の施設を指定管理者に管理を行わせる場合であって、当該施設を利用する権利に係る指定管理者が行った処分（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の4第1項の規定により、審査請求先が柏市長になるため）

（※2）主な内容は、「処分庁に対する弁明書の提出の求め」、「審査請求人に対する反論書の提出の求め」、「口頭意見陳述の実施」、「審理の結果、審査庁がすべき裁決に関する意見書の作成」等です。